

愛媛県教育委員会10月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成21年10月13日（火）午後2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 松岡義勝 委員 伊藤剛吉

委員 井上弘子 委員 西田真己 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

指導部長 丹下敬治

文化スポーツ部長 荒本 司

教育総務課長 高岡 亮

教職員厚生室長 藤井晃一

生涯学習課長 眞鍋幸一

義務教育課長 福本純一

高校教育課長 竹本公三

人権教育課長 宮崎 悟

特別支援教育課長 武智一郎

文化振興課長 伊藤 充

文化財保護課長 杉本 譲

保健スポーツ課長 大川晃平

国民体育大会準備室長 岡田清隆

6 会議の概要

(1) 開会

委員長 午後2時00分開会を宣する。

(2) 委員就任あいさつ

西田委員 委員就任のあいさつを行う。

(3) 委員長選挙及び委員長職務代行者の指定

委員長 委員長の任期が満了することに伴い委員長選挙を行うことを宣する。

委員長 選挙は、指名推薦の方法を採ることを提案する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 指名推薦の方法を採ることを決定し、指名推薦を求める。

伊藤委員 井関委員を委員長に推薦する旨述べる。

井上委員 井関委員を委員長に推薦する旨述べる。

委員長 井関委員を委員長とすることについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 井関委員の委員長就任を宣する。

委員長 委員長職務代行者の指定を行うことを宣する。

委員長 松岡委員を委員長職務代行者に推薦する旨述べる。
委員長 松岡委員を委員長職務代行者とすることについて諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 松岡委員を委員長職務代行者に指定することを宣する。

(4) 委員長あいさつ

委員長 委員長就任のあいさつを行う。

(5) 9月定例会会議録の承認

委員長 9月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(6) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○平成21年9月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成21年9月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

委員長 教員免許状更新講習について、受講者から講習を受講して勉強になり良かったという意見がある一方、講習に不満の声があるという新聞記事が掲載されていたことに関し、新規採用後、10年も経てば社会の状況は変化しており、最新の知識や情報を身に付けさせるために講習を受講させることは必要と感じているが、この講習は受講時数も多く受講者の負担も大きいので、講習を実施するに当たっては受講者が講習を受講して良かったと感じるようポイントを絞った具体性のある講習としてもらいたい旨、及び講習を中予だけで開催するのではなく東予や南予でも開催し、受講者の負担を少しでも軽減するよう取り組んでもらいたい旨意見を述べる。

教育長 教員免許状更新講習の実態を調査するとともに、国の動向も見極めながら、改善すべきところは関係機関と連携して取り組みたい旨説明する。

松岡委員 道德教育の副読本の作成について、いつごろ発行するのか質問する。

義務教育課長 道德教育の副読本を作成するために教材作成委員会等を設置して準備を進めており、今年度末には県内のすべての小学校に配布し、来年度から副読本を活用したい旨説明する。

委員長 道德教育には様々な意見があり、道德教育を国の押し付け、介入という言葉を使って否定する者もいるが、道德教育について行政が一切関与しないほうが良いかどうかは議論が分かれるところであって、教育にはどこか強制的な部分もあることから、ほどよい加減であれば、道德教育に少しは介入してもいいと考えている旨意見を述べる。

「えひめ教育の日」推進大会について

教育総務課長 「えひめ教育の日」の取組を一過性のものとせず、県民運動として普及・定着させるため、「えひめ教育の日」推進会議が11月1日に開催する「えひめ教育の日」推進大会及び「えひめ教育の日」推進フェスティバルの概要について説明するとともに、「えひめ教育月間」中に開催する関連事業について説明する。

中学校歴史教科書採択取消等請求上告事件の確定について

教育総務課長 平成17年8月の定例会において行った教科書採択の取消し及び採択の違法・違憲の確認等を求める訴えに対し、1審原告らが行った上告の提起及び上告受理の申立てについて、平成21年9月8日に最高裁判所が上告を棄却し、本件を上告審として受理しないことを決定し、これにより、1審被告県教委らの全面勝訴が確定した旨報告する。

教科書採択関連訴訟の訴えの取下げにについて

教育総務課長 えひめ教科書裁判原告団から提起されていた教科書採択関連訴訟のうち、次の2件について、原告らから訴えの取下げがあった旨、今回取り下げられた訴訟については、訴訟提起の前提条件自体がまったく充足されていない案件と認識しており、答弁書においてその旨指摘し、却下を求めている旨、及び教科書採択関連訴訟については、原告らから合計16件の訴えが提起されたが、このうち2件は最高裁判所の決定で県教委らの勝訴が確定し、13件は原告らが訴えを取り下げており、現在係属中の教科書採択関連訴訟は1件である旨報告する。

- ・ 県、国、扶桑社、自由社及び新しい教科書をつくる会を被告として、平成21年5月に提起された平成21年度教科書採択に係る損害賠償等請求訴訟
- ・ 平成20年10月に提起された、平成18年度検定の高等学校歴史教科書採択の無効確認、県知事及び県教委に対し、当該教科書の購入費の返還請求を義務付ける等の住民訴訟

全国学力・学習状況調査結果の分析結果と今後の取組について

義務教育課長 平成21年度の全国学力・学習状況調査の結果について、本県の分析結果の概要及び調査結果を踏まえた学力向上に向けての今後の取組について報告するとともに、平成21年8月31日に愛媛新聞社から請求された平成19年度から平成21年度の県内市町別及び学校別の平均正答率に関する公文書公開請求について、序列化や過度の競争により調査の目的が損なわれるおそれがあることから、本請求について県内市町別や学校別の平均正答数及び平均正答率については公開せず部分公開とした旨説明する。

委員長 学校には、こういったデータが送付されているのか質問する。

義務教育課長 文部科学省から、市町教委に対しては当該市町におけ

る公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果が、学校に対しては当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果が提供されている旨、並びに市町教委及び学校では、提供された調査結果を検証し、その改善を図っている旨説明する。

井上委員 各学校では、この調査結果を検証し、授業の改善等に取り組んでいると思うが、この調査は、その結果を活用してどのように家庭や地域に説明していくかも重要であり、学力向上や生活習慣を確立するための取組等の成果が上がっているのであれば、それを示すことで家庭や地域はもっといい方向に変わってくると思われるので、家庭や地域に調査結果やこれまでの取組の成果が見えるよう情報提供を図ってほしい旨意見を述べる。

義務教育課長 学校や家庭、地域が一体となった教育の推進に向けて、本年度より各学校で作成している学校経営の全体像を示したグランドデザインにはこの調査の分析結果等を踏まえ、確かな学力を身に付けるために学校では具体的に何に取り組むのか、家庭や地域とどのように連携を図るのかを示していることで、その有効活用を図るとともに、あらゆる機会を通じてこのグランドデザインの啓発に努めたい旨説明する。

委員長 1日当たりテレビ、ビデオ、DVDを3時間以上見たり聞いたりする児童生徒が多く、読書を30分以上する児童生徒が少ないことについて、この状況はどう見てもバランスが悪く、国語力が弱いといわれていることにも影響しているのではないかと考えられるので、この状況について改善を図る取組を進めてほしい旨意見を述べる。

平成22年度愛媛県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について

高校教育課長 平成21年10月2日に発表した平成22年度愛媛県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について、新規採用候補者数（238名）及び加点制度による採用状況等について報告するとともに、教職経験のない新規採用予定者に対し、4月からの勤務に対する不安を解消するため、教育現場での教育活動を体験させる採用前キャリアアップ研修を実施する旨説明する。

委員長 いわゆる口利きといわれるものは、なかったのか質問する。

教育長 まったくない旨説明する。

井上委員 新規採用候補者に占める割合は講師等経験者が高く、大学新卒者は25%であることについて、大学新卒者の中には小学校での学習ボランティア活動等を通じてしっかりとした力を身に付けている者もいると思われるが、選考審査における大学新卒者と講師等経験者の受験の実状について質問する。

高校教育課長 教員を目指して数年講師等を経験している者は、教員

の使命感や児童生徒を教える力などをしっかり身に付けている者が多く、大学新卒者の中にもしっかりと力を身に付けている者もいるが、講師等経験者と比較すると、どうしても経験不足が感じられる旨、及び選考審査では、大学新卒者の意欲や面接試験等においてキラリと光るものを見い出しながら教員採用に取り組んでいる旨説明する。

えひめ丸の長浜沖での衝突事故に係る対応について

高校教育課長 平成21年8月11日に発生した宇和島水産高校実習船えひめ丸の長浜沖での衝突事故について、事故の概要、事故後の対応及び再発防止に向けての今後の対策について報告するとともに、今回の衝突事故の責任を問い、関係者を訓告の処分とすることとしている旨説明する。

松岡委員 実習船の運航に関して、瀬戸内海は外洋に比べて狭く、また、大型船から小型船が数多くひしめき合う海域であることをしっかりと認識して、こういった事故を二度と起こさないため、安全対策に万全を期してもらいたい旨意見を述べる。

第51回中国・四国ブロック民俗芸能大会の開催について

文化財保護課長 平成21年11月8日に開催する第51回中国・四国ブロック民俗芸能大会について概要を報告する。

第64回国民体育大会（新潟大会）の成績について

国民体育大会準備室長 第64回国民体育大会（新潟大会）の本県の成績について概要を報告するとともに、今回の成績を踏まえた課題や問題点について競技力向上対策本部で分析し、成績向上につながる効果的な施策に取り組みたい旨報告する。

委員長 新潟国体で最も活躍の目立った競技について質問する。

国民体育大会準備室長 新潟国体では、ボートが高得点を獲得している旨、及び競技によってはあと少しのとこで入賞を逃している競技もあることから、本県の成績の向上を図るにはボートに続く団体競技の育成が重要と考えている旨説明する。

委員長 議案第50号平成21年度愛媛県教育文化賞受賞者について、議案第57号から議案第59号までの公立小中学校教員の懲戒処分については、人事案件であり、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

委員長 議事を再会する旨宣する。

(7) 議 事

議案審議

委員長 議案第51号を上程する。

議案第51号 愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、教育長に委任しない事務を規定するため、愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第52号を上程する。

○議案第52号 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等の適正化を図るため、愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 平成22年度の中学校卒業生数の見込みについて質問する。

高校教育課長 平成22年度には中学校卒業生数が大幅に減少することが見込まれる旨、及び平成23年度の入学定員の検討に当たっては、学級減について検討することも必要と考えている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第53号を上程する。

○議案第53号 愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 学習指導要領の特例に関する文部科学省告示による場合における専門教育の科目等の設定に関し所要の措置を講ずるため、愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第54号を上程する。

○議案第54号 平成22年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項につ

いて

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成22年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を定める原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第55号を上程する。

○議案第55号 平成22年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校管理規則第48条の4の規定により、平成22年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を定める原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第56号を上程する。

○議案第56号 平成22年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 愛媛県県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成22年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を定める原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立小学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

議案審議

委員長 議案第50号を上程する。

○議案第50号 平成21年度愛媛県教育文化賞受賞者について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育文化賞規則第2条第2項の規定により、平成21年度と同賞受賞者3名を決定する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第57号を上程する。

○議案第57号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした公立小学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 酒気帯び運転は、言語道断と考える旨意見を述べる。

伊藤委員 監督責任者の校長には、こういった処分を行うのか質問する。

義務教育課長 監督責任を問い、市町教委が処分を行うこととなる旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第58号を上程する。

○議案第58号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした公立中学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第59号を上程する。

○議案第59号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 生徒の個人情報記録した外部記録媒体を校長に無断で校外に持ち出し、不適切な管理によって紛失して個人情報が漏えいするおそれがある事態を引き起こした公立中学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

松岡委員 個人情報漏えいはなかったのか質問する。

義務教育課長 個人情報漏えいの事実は確認されていない旨、及び個人情報を記録した外部記録媒体は発見されていない旨説明する。

松岡委員 過去の同様の案件の処分について質問する。

義務教育課長 過去の事例を勘案し、検討した結果、原案とした旨説明する。

委員長 本件は、外部記録媒体に記録されていた個人情報の内容についても考慮すべきと考えるが、個人情報漏えいの事実が確認された場合は、処分は異なるのか質問する。

教育総務課長 外部記録媒体に記録されていた個人情報の内容についても勘案し、検討した結果、原案とした旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(10) 閉 会

委員長 午後4時50分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。